

第3章

生涯にわたる学習により、
心豊かに輝く人のまち

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

第1節 人権の尊重



1. 施策の方向性

すべての市民の基本的な人権の保障を基本に据えた取組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組めます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく、対等な立場で活動できる男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

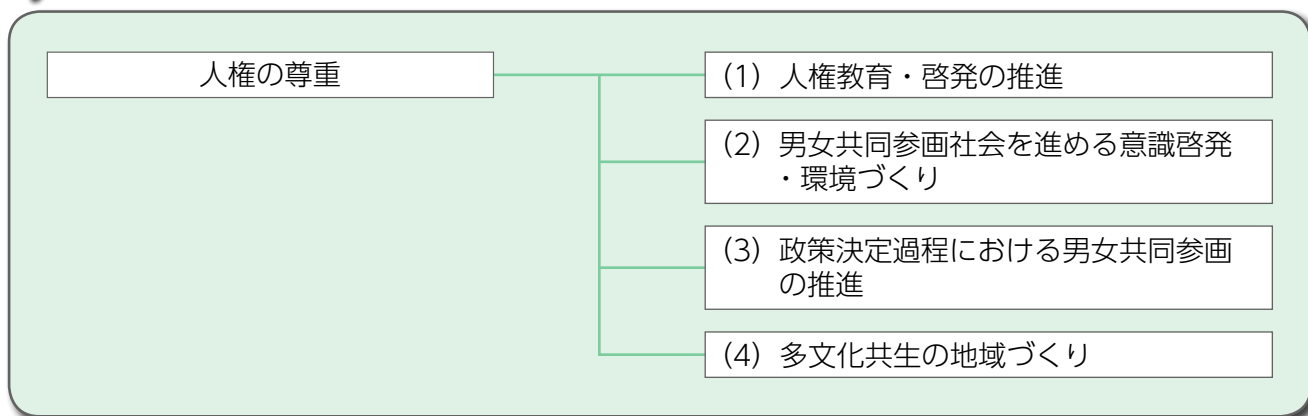


2. 現状と課題

- ◆本市は昭和41年に「人間尊重宣言都市」を宣言し、人権問題に関する教育や啓発活動、相談者の支援に取り組んできました。児童虐待や女性への暴力をはじめ、高齢者・障がい者などの人権問題、同和問題などの解決に向けた、一人ひとりの人権が尊重され守られるまちづくりが求められます。
- ◆平成20年7月に富士見市男女共同参画推進条例を施行しましたが、平成24年度の市民意識調査では「男女共同参画の社会づくり」に関する施策の満足度が全施策で3番目に低く、富士見市男女共同参画プラン（第3次）に基づき、継続的な事業への取組みや啓発が必要です。
- ◆国籍や民族の異なる市民が互いの文化的違いを認め合いながらともに生きる「多文化共生社会」に向けた取組みが求められます。
- ◆グローバル化の進展により、国境の垣根が低くなり、人・もの・情報などの往来が盛んになっていく中、国際交流のあり方を幅広く検討する必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 人権教育・啓発の推進（人権・市民相談課、生涯学習課）

- ◆あらゆる人権問題の解決を目指して、関係機関と連携・協力し、学校、家庭、地域、企業などを対象に、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重し合える社会づくりに向けた人権教育・啓発活動を積極的に進めます。

(2) 男女共同参画社会を進める意識啓発・環境づくり（人権・市民相談課）

- ◆男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女の人権が等しく尊重されるよう市民、企業、学校、地域などに向けた意識啓発を行います。
- ◆多様化する家族形態・就労形態に対応し、家事・育児・介護などにかかわる男女が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できるよう環境づくりに取り組みます。
- ◆ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどの根絶に向けて、男女がともに互いの人権を尊重しあう社会づくりを進めます。

『男女共同参画推進事業』（人権・市民相談課）			
男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画プラン（第3次）により、各施策を推進します。			
現況（平成25年度）	事業計画		
・男女共同参画プラン（第3次）の推進	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	・男女共同参画プラン（第3次）の中間見直し	・男女共同参画プラン（第3次）の推進	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
各種審議会等の女性委員の比率	25.4%	40%	40%

(3) 政策決定過程における男女共同参画の推進（人権・市民相談課）

- ◆男女が対等な立場であらゆる分野に参画できるよう、政策決定など様々な意思決定過程に女性の参画を進めます。

(4) 多文化共生の地域づくり（人権・市民相談課、交流センター、生涯学習課、公民館）

- ◆国籍にかかわらず互いの文化的違いを認め合い、同じ地域の一員として協働によるまちづくりに努めます。また、NPO法人などの市民団体と連携し、多言語による行政情報の提供や外国籍市民への日本語指導などを充実します。
- ◆市民団体などによる国際交流を進めるとともに、相互理解の機会を充実します。

第2節 生涯にわたる学習・教育環境の充実

1. 施策の方向性

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。

2. 現状と課題

- ◆公民館、交流センターなどの生涯学習施設では、各ライフステージにおける課題や、少子高齢化など様々な社会状況に応じた課題などに対する学習機会の提供に努めています。
- ◆公民館や交流センターでは、様々な分野の団体・サークル活動が行われ、施設ごとに活動分野を越えた横断的な連絡会を組織し、施設との協働による「公民館まつり」などを開催しています。
- ◆市民の能力や経験を活用する「市民人材バンク制度」や、市職員が行政情報を提供し、市民と市がともに学びあう機会とする「協働によるまちづくり講座」（出前講座）を行っています。こうした取り組みをはじめ公民館や交流センター等で開催する各種学習、イベント等の情報を広く市民に提供し、これらの機会を通じて、市民と市が地域課題の解決に向けて相互理解を深め、市民主体のまちづくりを進めていくことが重要です。
- ◆平成25年度から5年間を計画期間とする「第2次富士見市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの発達段階に合わせた読書環境の整備を家庭、学校、地域と相互協力、連携を図りながら進める必要があります。

3. 施策の体系図

生涯にわたる学習・教育環境の充実

(1) 推進体制の充実

(2) 多様な学習・教育機会の充実

(3) 情報収集・提供、相談機能の充実

(4) 生涯学習関連施設の整備・連携

(5) 図書館サービスの充実



4. 施策の内容

(1) 推進体制の充実（地域文化振興課）

- ◆子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる学習・教育活動が展開されるよう、市民参加により「富士見市生涯学習推進基本計画」を進めます。

『生涯学習推進事業』（地域文化振興課）		
第2次生涯学習推進基本計画に基づき、生涯学習の各施策を市民協働により進めていきます。		
現況（平成25年度）	事業計画	
・第2次生涯学習推進基本計画の推進	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度
	・第2次生涯学習推進基本計画の中間見直し	・計画の推進

(2) 多様な学習・教育機会の充実（地域文化振興課、生涯学習課、公民館、交流センター）

- ◆乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージや地域及び現代的課題の解決のために、様々な学習・教育の機会を充実します。
- ◆学習・教育の機会を通して人と人がつながり、豊かな地域社会の実現に向けた活動に発展していくための支援を行います。

『市民の多様な学習への支援』（公民館、交流センター）		
学習テーマに対応した講師などの紹介や日常生活に即した課題を解決するために各種学級講座を開催し、より豊かな生活のための学習・文化活動を充実します。		
現況（平成25年度）	事業計画	
・講師などの紹介、各種学級講座の開催	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度
	・講師などの紹介 ・学級講座の充実	・講師などの紹介 ・学級講座の充実

(3) 情報収集・提供、相談機能の充実（地域文化振興課、生涯学習課、公民館、交流センター）

- ◆公民館・交流センターだよりをはじめ、市ホームページ等を活用し、生涯学習情報を提供するとともに、生涯学習関連施設ごとに発信する情報を集約し、市民の求めに的確に対応できるように努めています。
- ◆市民の自主的な学習活動を支援するために、公民館、交流センターなどで相談機能の充実に努めます。

『生涯学習活動推進援助事業』（地域文化振興課、生涯学習課）		
市内の学習情報が一覧で分かる情報誌を発行します。		
現況（平成 25 年度）	事業計画	
・市ホームページでの情報提供	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
	・情報誌の発行	・情報誌の発行

(4) 生涯学習関連施設の整備・連携（地域文化振興課、生涯学習課、公民館、交流センター）

- ◆各施設の計画的な維持管理を行うとともに、ユニバーサルデザインや情報化社会に対応した設備・機能の整備を進め、市民の誰もが利用しやすい施設を目指します。
- ◆公民館や交流センター、コミュニティセンターなどの生涯学習関連施設が地域の拠点施設としての役割・機能を発揮できるよう、ネットワーク化を進めます。

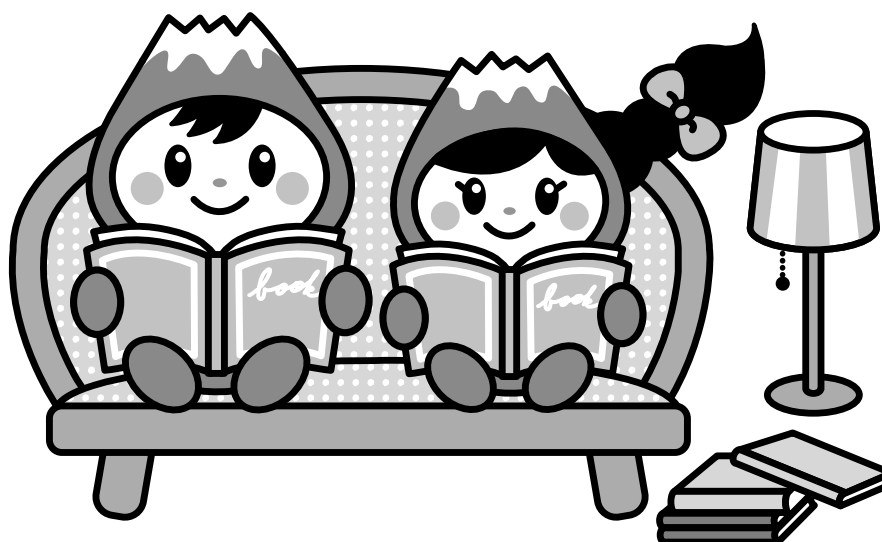
『公民館施設維持管理事業』			
安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインなどに配慮しながら、各公民館施設・設備の計画的な改修を進め、地域における生涯学習活動を推進します。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
・南畑公民館エレベーター設置工事、水谷東公民館耐震化、エレベーター設置、大規模改修	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	・施設の改修などの推進	・施設の改修などの推進	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
利用者数（延べ）	189,092 人	230,000 人	240,000 人

(5) 図書館サービスの充実（生涯学習課）

- ◆市民ニーズに応えた図書資料や調査・相談機能、配本サービス等を充実し、地域の情報拠点としての機能を高めることに努めます。
- ◆子どもたちが、発達段階に応じた読書の機会を通して豊かな心を養えるよう、家庭への支援や学校をはじめ関係機関、団体との連携を推進します。

『子ども読書活動推進事業』（生涯学習課）		
読書に対して積極的な子どもたちを育成するため、「子ども読書活動推進計画」に基づき事業を推進します。		
現況（平成25年度）	事業計画	
子ども司書講座の実施（プレ企画）	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度
	・子ども司書講座の実施	—

『市民ニーズにあった図書館サービス』（生涯学習課）			
市民にとって適切な書籍や資料の充実を図るとともに、電子書籍など新たなサービスについて検討し、地域の情報拠点として利用しやすく役立つ図書館を目指します。			
現況（平成25年度）	事業計画		
・予約サービス、電子メールによる調査相談受付、音楽配信サービス、Webレファレンスの実施	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度	
	・利用者サービスの研究、充実 ・空調改修工事	・利用者サービスの研究、充実	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成24年度	平成28年度	平成30年度
図書館利用者数（延べ）	162,739人	165,000人	170,000人



第3節 市民文化の創造

1. 施策の方向性

心豊かな生活が実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が芸術文化にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに、市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。

2. 現状と課題

- ◆キラリふじみは、公募による芸術監督制度の導入、事業企画から運営まで総括的に支援する市民組織や市民ボランティアとの協働など、全国の公共ホールの中でも先進的な取り組みをしている文化芸術施設です。
- ◆キラリふじみが展開している個性あふれる多彩な創作活動は、平成20年に県内で初めて総務大臣から表彰されました。また、キラリふじみ制作の創作劇が全国各地で公演されるなど、富士見市からの文化芸術が発信されています。
- ◆文化芸術振興条例に基づき、地域の文化芸術を振興するため、富士見市文化芸術振興基本計画の策定などに取り組んでいます。
- ◆交流センターや公民館では、それぞれの地域特性や施設機能を活かした市民主体の特色ある文化活動を展開しています。
- ◆市民ニーズに合った文化芸術活動の充実や情報発信の工夫が求められています。
- ◆子どもたちの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育み、さらに地域文化の担い手を育成するため、学校と連携して文化芸術活動に接する機会を充実することが大切です。

3. 施策の体系図

市民文化の創造

(1) 文化創造事業の推進

(2) 支援体制の充実



4. 施策の内容

(1) 文化創造事業の推進（地域文化振興課）

- ◆キラリふじみを富士見市の文化創造・発信の核として位置付け、すべての市民が身近に多様な文化芸術にふれられる機会の提供や市民相互の交流、文化の担い手の育成を進めます。
- ◆文化の主役である市民とともに、地域の誇りとなる優れた文化芸術を創造し、全国に向けて発信していきます。
- ◆富士見市から発信された文化芸術が、市内外の人との交流や活動の広がりをつくり、日常生活の充実や心の豊かさが実感できる文化振興を通したまちづくりを進めます。

『文化創造事業』（地域文化振興課）

平成24年度に制定した文化芸術振興条例を文化創造・発信の核とし、条例に基づいた基本計画やアクションプランを策定・推進します。

現況（平成25年度）	事業計画	
	平成26年度～28年度	平成29年度～30年度
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興条例策定 ・個性豊かな芸術文化の創造と提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基本計画の策定、推進 ・文化芸術振興基本計画に基づくアクションプランの策定、推進 ・キラリふじみの改修計画の策定、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基本計画の推進 ・文化芸術振興基本計画に基づくアクションプランの推進 ・キラリふじみの改修計画の策定、実施

(2) 支援体制の充実（地域文化振興課、生涯学習課、公民館、交流センター）

- ◆市民文化祭をはじめとした各種の文化芸術活動を支援します。
- ◆市内公共施設を利用する文化活動団体・サークルなどの情報提供や、団体相互の交流の機会をつくり、市域全体に文化芸術活動の輪を広げます。

第4節 スポーツ・レクリエーションの推進

1. 施策の方向性

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力にかかわらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組みます。

2. 現状と課題

- ◆昭和52年に「スポーツ振興健康増進都市宣言」を行い、体育協会をはじめ各種団体と連携しながら、運動公園や市民総合体育館等を会場に、市民健康増進スポーツ大会や各種スポーツ大会、スポーツフェスティバルなど、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会をつくってきました。
- ◆全小・中学校の学校体育施設を市民スポーツ団体に開放し、夜間や土曜、日曜日には約160の登録団体（平成25年4月現在）が利用しています。また、学校ごとに運営協議会を組織し、円滑な利用のための調整を行っています。
- ◆市民総合体育館や富士見ガーデンビーチでは、一層市民ニーズに応えた自主事業の展開が求められています。また、施設に対する計画的な維持管理が必要です。
- ◆平成23年8月に制定されたスポーツ基本法により、地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画の策定が求められています。
- ◆バドミントンなどのニュースポーツの普及をはじめ、地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の充実に努めています。

3. 施策の体系図

スポーツ・レクリエーションの推進

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実

(2) スポーツを楽しむ場の充実



4. 施策の内容

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実（生涯学習課）

- ◆年齢や障がいの有無にかかわらず、市民誰もがスポーツに親しむことを通して、豊かな生活や人と人との交流、地域の活力を生み出すことを目指し、「(仮称) 富士見市スポーツ推進計画」の策定を進めます。
- ◆年齢や障がいの有無にかかわらず市民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや交流する機会を広げるため、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体などと連携した地域スポーツ教室、スポーツイベントなどの事業を充実します。
- ◆地域における自主的なスポーツ活動を進めるため、相談・情報提供などの充実に取り組むとともに、地区体育祭や関係団体などの活動を支援します。

『スポーツ推進計画策定事業』（生涯学習課）

本市のスポーツ振興について、中長期的な視点から進む方向性を明らかにし、関係団体、地域、行政などが連携し取り組むため、スポーツ推進計画を策定します。

現況（平成 25 年度）	事業計画		
	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
—	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進審議会の開催 ・アンケート調査 ・計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
市民意識調査 市民満足度	30.7%	35% (平成 27 年度末)	—

『子どもスポーツ大学ふじみ推進事業』（生涯学習課）

子どもたちの健全な発達を促し、将来への可能性を広げていくため、子どもスポーツ大学ふじみを開校します。

現況（平成 25 年度）	事業計画	
	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
—	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもスポーツ大学ふじみの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもスポーツ大学ふじみの実施

『生涯スポーツ推進事業』（生涯学習課）			
日常生活におけるスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を充実します。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ教室・大会の開催 ・障がい者へのスポーツ体験の場の提供 	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室・大会などの開催 ・ニュースポーツや高齢者も楽しめるスポーツの普及 ・障がい者のスポーツ体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室・大会などの開催 ・ニュースポーツや高齢者も楽しめるスポーツの普及 ・障がい者のスポーツ体験 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
健康増進スポーツ大会及び各種スポーツ教室・大会参加者数（延べ）	6,877 人	7,000 人	7,200 人

（2）スポーツを楽しめる場の充実（生涯学習課）

- ◆市民が身近な場所で安全にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、市民総合体育館や富士見ガーデンビーチ、運動公園などの施設について、市民ニーズに対応した環境整備を進めます。
- ◆学校体育施設の開放については、自主的に行われている学校体育施設開放運営協議会と連携して取り組みます。

『社会体育施設維持管理事業』（生涯学習課）			
市民の日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため、市民総合体育館、ガーデンビーチ、運動公園などの施設環境を充実します。			
現況（平成 25 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の改修 	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民総合体育館の外壁点検調査、移動式バスケットゴール更新 ・ガーデンビーチの設備改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガーデンビーチの設備改修 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
市民総合体育館の年間利用者数（延べ）	127,195 人	140,000 人	150,000 人

第5節 文化財の保存と活用



1. 施策の方向性

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用に努めます。

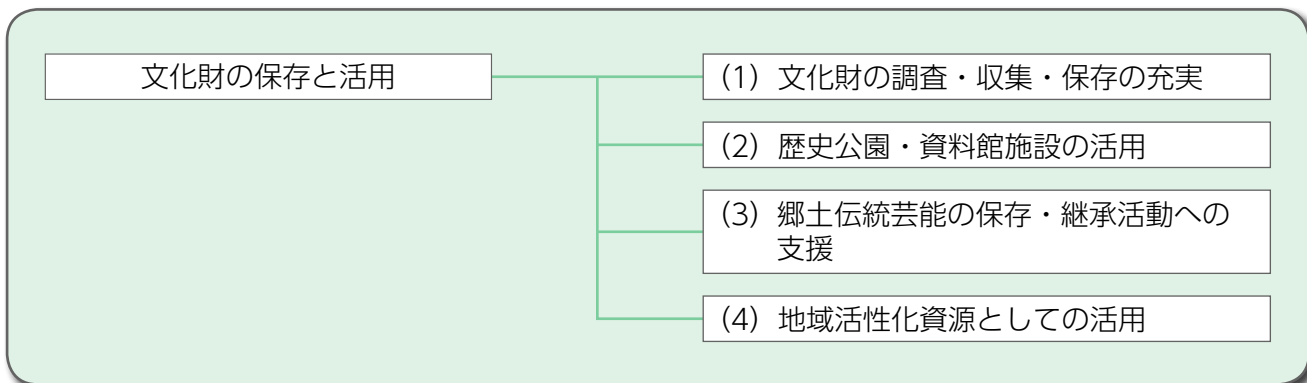


2. 現状と課題

- ◆市内には国指定文化財 1 件、県指定文化財 2 件、市指定文化財 29 件のほか、59 カ所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）や石造物・古文書・民俗などの有形・無形の文化財が数多く残されています。文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で不可欠な市民共有の財産として、適切に保存・継承するとともに、歴史的、文化的、教育的資産として様々な角度から活用する施策が求められています。
- ◆水子貝塚資料館と難波田城資料館では、市民学芸員と協働して展示ガイドや体験学習などの事業を行っています。また、資料館友の会では、文化財を活用した取組みを主体的に進めています。難波田城資料館では、地元住民で構成される難波田城公園活用推進協議会が売店運営や各種イベント等を行っています。
- ◆学校や家庭、地域などで様々な学習機会を利用し、市民が郷土の歴史や文化に対する郷土意識を育むことが必要です。
- ◆水子貝塚公園（国指定史跡「水子貝塚」）や難波田城公園（県指定旧跡「難波田氏館跡」）を周辺の景観や地域の特性と一体となった観光資源としての活用を図るために、市民協働による事業の推進や情報の発信をより一層進めていくことが必要です。また、歴史文化資源である復元住居や古民家などの計画的な保全・修繕が必要です。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 文化財の調査・収集・保存の充実（生涯学習課、資料館）

◆埋蔵文化財や有形・無形の文化財の調査・収集を着実に実施し、多様な歴史文化資源として保存・活用するための施策を進めます。

『文化財総合目録作成事業』（生涯学習課）

市全域における有形・無形の多様な歴史文化資源の全体像を把握するため、総合目録を作成します。

現況（平成 25 年度）	事業計画	
・文化財総合目録作成市民会議の開催	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度
	・文化財総合目録作成市民会議の開催 ・総合目録（概要版含む）の作成	・目録の活用

(2) 歴史公園・資料館施設の活用（生涯学習課、資料館）

- ◆市民との協働により、水子貝塚公園の復元住居や難波田城公園の古民家など歴史的建造物などの活用を促進し、学習機会を充実します。
- ◆市民の憩いや交流の場として活用します。

『水子貝塚公園・難波田城公園運営事業』（資料館）

資料館や歴史公園を活用し、市民学芸員や資料館友の会などとの連携により郷土学習機会の提供と学習活動の支援に努めます。また、広報やホームページなどにより積極的に情報を発信します。

現況（平成 25 年度）	事業計画		
	平成 26 年度～ 28 年度	平成 29 年度～ 30 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・体験学習など主催事業を開催 ・協力団体との協働による事業の実施 ・復元住居改修工事（水子貝塚）、城跡ゾーン塗装修繕（難波田城）など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・協力団体との協働の充実 ・施設を活用した事業の充実 ・復元住居改修工事（水子貝塚）、水堀土砂改修工事（難波田城）など、施設設備の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・協力団体との協働の充実 ・施設を活用した事業の充実 ・復元住居改修工事（水子貝塚）など、施設設備の修繕 	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 24 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
<水子貝塚資料館> 入館者数（延べ）	40,472 人	42,500 人	42,500 人
<難波田城資料館> 入館者数（延べ）	49,082 人	50,500 人	51,500 人

(3) 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援（生涯学習課）

- ◆市内の伝統的な囃子や獅子舞など郷土芸能の保存、継承、後継者育成などを支援します。
- ◆市民の郷土伝統芸能への理解を深めるため発表の機会をつくり、郷土意識の高揚に取り組みます。

(4) 地域活性化資源としての活用（生涯学習課、地域文化振興課）

- ◆市内の歴史公園や点在する指定文化財を整備・活用し、市民の地域への愛着を高めるとともに、市外にもその魅力を発信し、当市のイメージアップと市外からの来訪者を増やし、地域の活性化に取り組みます。